

報告事項（２）

会計基準設定主体（NSS）会議報告

2006年4月11日

Ⅰ．はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、昨年、IASB がこれまでパートナーと位置付けていた 8 カ国¹の会計基準設定主体（リエゾン国又はリエゾン・ボディ）との定期協議「リエゾン国会議（NSS 会議）」の位置付けを変更した。すなわち、2005 年 9 月以降、IASB の運営方針等については世界各国の会計基準設定主体が集まる「世界会計基準設定主体者（WSS）会議」において議論する方針を打ち出し、NSS 会議はリエゾン・ボディが独自に主催する会議として、主にそれらが行っている研究プロジェクトについて議論する場として位置付けられることになった。

今回の NSS 会議は、2006 年 3 月 13 日、14 日の 2 日間にわたり、カナダのトロントにおいて開催され、英国 ASB のマッキントッシュ委員長が議長を務めた。会議には 8 つのリエゾン国、欧州財務報告アドバイザリーグループ（EFRAG）の会計基準設定主体関係者のほか、IASB から理事 2 名とディレクター 1 名が参加した。また、国際財務報告基準解釈指針委員会（IFRIC）、米国緊急問題検討委員会（EITF）、米国証券取引委員会（SEC）など 6 団体の関係者がゲストとして解釈指針に係る議論に参加した。さらに、6 か国²の会計基準設定主体国の関係者が会議を傍聴した。なお、日本からは、企業会計基準委員会（ASBJ）の西川郁生副委員長、大澤専門研究員、鈴木専門研究員の 3 名が出席した。

Ⅱ．NSS 会議の様態

当日の議題と担当は以下のとおりである。

議題の内容	担当
3 月 13 日（月）	
プロジェクトの経過報告（次節以降のテーマを除く）	
A) 測定 — 当初認識時	カナダ AcSB
B) MC(MD&A)	ニュージーランド FRSB
C) 採掘産業	オーストラリア AASB
D) 開示	カナダ AcSB
E) 測定 — 減損	カナダ AcSB

¹ 日本、米国、英国、カナダ、ドイツ、フランス、オーストラリアおよびニュージーランドの 8 か国を指す。これに、2004 年から、EFRAG が加わっている。

² オーストリア、メキシコ、ナイジェリア、ロシア、スペイン、トルコの 6 か国。

報告事項（２）

F) 無形資産	オーストラリア AASB
G) 投資会社	EFRAG
H) 業績報告	スペイン/EFRAG
2. ジョイントベンチャー	オーストラリア AASB
3. 年金	英国 ASB
4. リース	英国 ASB
3月14日（火）	
5. 資本、資本維持、金融費用、業績報告	フランス CNC
6. 解釈指針	カナダ AcSB
7. 負債と資本	ドイツ DRSC
8. 今後の活動	

1. プロジェクトの経過報告（次節以降のテーマを除く）

このセッションでは、各国基準設定主体で行われている研究プロジェクト（次節以降で取り上げるテーマは除く）について、簡単な経過報告が行われた。

A) 測定（カナダ）

このプロジェクトは、測定に関する問題を解決するという目的でカナダの会計基準設定主体が取り組んでいるものであり、当初認識時の測定方法に関する予備的研究の成果が2005年11月にディスカッション・ペーパーとして公表された（コメント期間は2006年5月19日まで）。

このDPでは、少なくとも当初認識時の測定においては、企業固有な価格よりも活発な市場における価格を反映する市場価額が優れているものとされている。そして、当初認識時の測定において4つの階層³が提案されている。

なお、日本からは、資産除去債務や金利の資産化といった論点も考慮しながらコメントする予定であるとの方針が伝えられた。

B) Management Commentary（ニュージーランド）

このプロジェクトは、Management Commentaryに記載する内容についての考え方を整理したもので、2005年11月にディスカッション・ペーパーが公表されている（コメント期間は2006年4月28日まで）。ニュージーランドからは、これまで3通のコメントが来ているほか、EFRAGがHP上でコメント案を公表していることが報告された。

³ 優先順位が高い順に①観察可能な市場価格、②受け入れられている評価手法、③（再調達原価のような）カレント・コスト、④企業固有の情報を使う手法、のそれぞれに基づく価額が示されている。

C) 採掘産業（オーストラリア）

このプロジェクトは、2004 年からオーストラリアの会計基準設定主体を中心に、カナダ、ノルウェー、南アフリカが共同で進めている研究プロジェクトである。プロジェクトでは、貯蔵物／資源をどのように定義するか、その場合取得原価と公正価値のどちらで測定すべきか、開発前の費用は資産化すべきか費用化すべきか、どのような開示を行うべきか等の検討が予定されている。現在は、鉱山、石油・ガス産業の専門家との議論を進めている段階で、2007 年中ごろにディスカッション・ペーパーを公表する計画であることが報告された。

D) 開示（カナダ）

カナダを中心に行っている本プロジェクトは、財務諸表内および財務諸表外で開示する内容（範囲、利用者のニーズの特定、理解しやすさ、目的適合性・信頼性・比較可能性などの質的特性との関係、費用・競争上の不利益・作成負担などの制約条件）を取り扱っている。現在、第1段階のドラフトが完成しており、将来的にはフレームワーク・プロジェクトに対するインプットを念頭においているとの説明があった。

E) 減損（カナダ）

カナダは、当初認識時の測定に続き、減損時の測定についてのディスカッション・ペーパーの公表を目指して検討を行ってきた。2005 年 9 月時点では、プロジェクトを原則的な会計処理の検討と IFRS と USGAAP の差異の縮小に向けた短期コンバージェンスの2つに分けて検討することが示されていた。

しかし、2006 年 2 月末に IASB と FASB の覚書（MOU）の中で、SEC と EU が公表した会計基準の収斂に向けたロードマップに沿う形で、減損が両ボードの短期コンバージェンステーマとして正式に取り上げられたこともあり、本研究は一時中断されていることが報告された。

カナダからは、IASB に対してリサーチ・プロジェクトの今後の取り扱いを明確にしてほしいとの要望が出された。しかし、IASB からは、時間とスタッフが不足している IASB にとって研究プロジェクトは引き続き重要であるとの見解は示されたものの、今後の明確な見通しは示されなかった。

F) 無形資産（オーストラリア）

このプロジェクトは、2002 年以降、オーストラリアにおいて進められている無形資産の包括的な検討である。研究では全体を 2 つのフェーズに分け、まず、第1フェーズでは、企業結合時以外の無形資産及び自己創設のれんについて取り上げ、その後、第2フェーズとして、企業結合会計基準（IFRS 第3号）の適用を踏まえ、企業結合時における無形資産を取り上げる

予定になっている。

第１フェーズについては、今後数回に分けて論点ペーパーが作成されることになっており、その第一弾として、2006年7月のIASB会議において「自己創設無形資産の当初認識時点の会計処理」が検討される予定であることが報告された。もっとも、全体としてはかなり長期のプロジェクトになるとの見通しが示された。

G) 投資法人・業績報告（EFRAG）

EFRAGからは、投資法人、業績報告、収益認識（これはもともとのアジェンダにはなかったテーマ）の3つの研究プロジェクトの経過が纏めて報告された。

- 投資法人についてはスタッフの制約から作業が中断している。
- 業績報告については、スペインの会計基準設定主体が主体となり今後研究を行なう。収益認識については、ドイツの会計基準設定主体と協力して作業を進めており、EFRAGとしての最初のディスカッション・ペーパーになる見通しである。

その結果、次回（2006年9月）のNSS会議において、収益認識に関する研究プロジェクトの内容が紹介されることが決まった。

2. ジョイントベンチャー（オーストラリア）

本プロジェクトでは、2002年からオーストラリアが中心になって共同支配企業(jointly controlled entity)に対する会計処理を検討している。本プロジェクトには、香港、マレーシア、ニュージーランドの基準設定主体のスタッフも参加している。

2005年12月のIASB会議では、IAS第31号が認めている2つの選択肢（持分法と比例連結）のうち比例連結を削除すること、及びジョイントベンチャーの定義に関連して、ジョイントベンチャー企業（joint venture entity）と共同契約の下にある資産・負債に対する未分割持分（undivided interests）との関係について明確にすることを取り上げることが暫定的に合意された。今回はその合意を踏まえ、2006年3月のIASBボード会議で取り上げられるアジェンダ・ペーパーに沿って、ジョイントベンチャーに該当する場合と該当しない場合を識別するための規準についてスタッフが説明した後、意見交換を行った。

今回の資料の要点は以下の通りである。

- ジョイントベンチャーの範囲を、「報告企業及び複数のその他の投資企業に共同で支配され(jointly control)」かつ、「その契約が統合された資源の契約(integrated resource arrangement)」である場合に限定する。「統合された資源の契約」に該当しない場合はジョイントベンチャーとして扱わず、会計処理も他に定められた方法を適用する。
- 「統合された資源の契約」は、以下の3つの要因からなる共同契約である。

- (a) 共同契約のもとで行われる経済活動に抛出される資産及び経済活動から生じる義務に対して、当該ジョイントベンチャー企業が直接的な権利及び責任を有するように、共同経済活動の参加者が抛出した資源が統合されている。
- (b) ジョイントベンチャー企業自体が、その参加者から独立した事業体である。
- (c) ジョイントベンチャー企業自身が、他と区別される戦略的目標を専ら追求する。
- 「統合された資源の契約」の存在を示す指標としては、第１指標と第２指標の２段階が用意される。第１指標は、(a)資源に対する支配、(b)参加者からの独立した意思決定及び戦略等が挙げられ、第２指標としては、(a)アウトプット又は成果の持分とインプットとの関係、(b)参加者の関与の程度と関与の仕方、(c)遂行される取引の性質と方法、(d)リスクが共有される程度と便益を引き出す方法等が挙げられる。
- 法的形態よりも実質優先の概念を導入する。

その後の意見交換では、現在のジョイントベンチャーの定義が国によって区々であるとの認識が共有された。この他、ジョイントベンチャーを定義する際に、事業(business)に対する共同支配(jointly control)という概念がどの程度役立つかについて賛否両論の意見が出された。

３．年金（英国）

本プロジェクトは、英国 ASB が昨年末に開始した新しいプロジェクトで、今回 NSS 会議で初めて報告された。

英国では、2004 年の年金法を受けて確定給付年金制度を取り巻く環境が大きく変化したこと、2005 年 1 月から FRS 第 17 号が強制適用されたことなどを受け、年金に対する関心が高まっている。そこで、現在、英国 ASB が選出したアドバイザーパネル 20 名と EFRAG のワーキンググループの 2 つが本プロジェクトに対してアドバイスをを行っている。

本プロジェクトでは、年金の定義、資産・負債の認識測定、連結、開示などのテーマが取り上げられる予定であり、今回は、負債の定義に関する最近の IASB の動向を踏まえながら、幾つかの具体例をもとに意見交換が行われた。主なやり取りは以下の通りである。

- 将来要因を負債の測定に反映させるかどうかについては、物価上昇という外部環境に自動的に追従する指標と、従業員の昇給見通しという企業の支配が及ぶ指標では反映の仕方は異なるのではないかとコメントがあった。
- 日本からは、「資料の事例では、勤続 10 年を経過した時点で初めて年金受給資格が生じる制度の下でも勤続 10 年未満の従業員の労働サービスに対応する年金債務が認識される一方、25 歳以上の労働サービスに対してのみ年金債務が発生する制度の下では 25 歳未満の従業員の労働サービスに対応する年金債務は認識しないとしている。しかし、前者の根拠の 1 つに挙げられている『将来の従業員の解雇が困難だから』という理由は後者の場合にも当てはまるので、必ずしも両者を区分する規準とは言えないの

ではないか」との指摘を行った。これについては、IASB からも非金融負債の認識規準として検討している「無条件の待機債務」という概念をさらに検討する必要があるとの見解が示された。

4. リース（英国）

本プロジェクトは、2003 年から英国 ASB が研究を続けている。最近、英国の担当者が交代したことに加えて、2006 年 2 月に IASB と FASB が公表したコンバージェンスに関する覚書の中で、リース会計の見直しが長期コンバージェンス項目⁴として取り上げられたことから、今後は英国 ASB の担当者が IASB の非常勤スタッフとして同プロジェクトに加わることが紹介された。

そもそも、リース会計は、米国で SFAS 第 13 号が 1976 年に策定されて以降、大きな変更が行われていない。その見直しに向けて、1996 年に G4+1 ペーパーが公表されているが、その後の 10 年間は大きな進展が見られていない。スタッフは困難さの理由として以下の点を指摘した。

- ・ 現在ファイナンスリースとオペレーティングリースを区分している規準（実質的に全てのリスクと経済価値を移転しているかどうか）をなくし、全てのリースをオンバランスする規準（例えば G4+1 の研究ペーパーで提案されていた right of use of the physical asset の概念など）の妥当性
- ・ オプション価値付きリース（5 年リースに延長オプションが付いた商品と、10 年リースに 6 年目以降に解約可能なオプションが付いた商品をどのようにして等しく認識するか、等）などの複雑なリース契約の取り扱い
- ・ 相互に関連する論点（例：支配、資産負債の定義、測定、収益認識、非金融負債、認識の中止）の検討状況との兼ね合い

今回は、改めて、プロジェクト全般について参加者との意見交換が行われた。参加者からは、使用権(right of use)の是非、未履行債務の認識、ディリバティブ取引とリースの相違点、貸し手側の会計処理の問題等に対してコメントがあった。日本からも、「right of use 規準による場合、労働サービス（例えばスポーツ選手）に対する right of use は認識対象にならないのかといった問題が生じる可能性があり、認識規準としては引き続き検討余地がある。」との指摘を行った。

5. 資本、資本維持、金融費用、業績報告（フランス）

⁴ これは、2005 年に 6 月に SEC が公表した資料の中でリース会計について FASB と IASB が共同で問題解決すべきだと指摘したことを受けている。なお、リース会計の見直しについては、まだ IASB の正式なアジェンダとして承認されておらず、今後、基準諮問会議 (SAC) に諮られる予定である。

本プロジェクトは、「投資の回収」という概念を財務報告のフレームワークの中で取り上げることを目指した研究プロジェクトで、同時に業績報告や収益認識についての論点も取り上げている。

ペーパーの主要な点は以下の通りである。

- ・ 企業は、事業の投資価値を示す valuation model と 1 会計期間の状況を示す reporting model を内部に保有している。財務報告は後者の reporting model と整合的な概念である（財務報告における reporting model と整合的な利益概念は純利益で、包括利益は 2 つのモデルの混合概念である）。
- ・ 投資によって生じたキャッシュフローから投資した金額を返済した残りを損益として認識することが、投資維持概念の基本である。
- ・ 現行の IASB の概念フレームワークの中には、①発生主義、②過去の出来事から生じる資源と義務、③発生可能性、④費用と収益のマッチングといった資本維持概念に通じる内容が含まれている。
- ・ 資本維持概念を収益認識に当てはめた場合、現在の製造、工事、トレーディングなどの認識規準は、いずれも「時間の経過に伴う不確実性の減少」によってタイミングが決まる⁵。
- ・ 資本維持概念を業績報告に当てはめた場合、負債にかかる費用はその性質によって operating と financing に区分し、減損も operating 資産の減損と financial 資産の減損に区別して損益計算書上に表示すべきである。

参加者からも、ペーパーに関して以下のような活発な意見が出された。

- ・ 負債を operating と financing に区別するとしているが、年金は従業員からの資金調達、買掛金はサプライヤーからの資金調達と考えれば、借入れや社債などの外部調達と同じなのではないか。（IASB）⇒借入れと年金負債の間には、企業の内部資金を貯蓄したものと外部からの資金調達かという点で違いがある。また、ファイナンス理論で資本コストと負債コストを加重平均する場合、外部負債のみがカウントされる。（フランス）
- ・ 現在の IASB の概念フレームワークにこれだけ資本維持の考え方があることを関係者は意外と忘れていた。（豪州）
- ・ Stewardship を重視しない最近の米国流の傾向には注意が必要である。（豪州）⇒概念フレームワーク・チームは stewardship を削除したわけではなく、主な目標ではないとの結論を下しているに過ぎない。（IASB）

6. 解釈

⁵本プロジェクトの内容は、日本の概念フレームワーク（討議資料）で示されている事業投資、金融投資の考え方に近い部分が多い。

IFRS を採用している国や地域では、詳細な解釈指針が不足していることが従来から指摘され、IFRIC の作業速度に対する不満が高まっていた。今回の会議では前回の NSS 会議に引き続きこの問題についての意見交換が行われた。参加者からは以下のような発言があった。

- ・ 解釈指針に対するニーズは新規適用当初に多く、その数年で大幅に低下するという経験則がある。（豪州）
- ・ 解釈指針は具体的でなければ意味が無い。また、解釈は地域毎の異なることは問題だが、同時に地域独自の制度とも調和したものでなければならない。（ドイツ）
- ・ 地域差を完全になくすことは非現実的だが、一方で公表される利益が上下 20% も振れる余地を残している現状も問題である。（フランス）
- ・ IFRS への移行には解釈指針の移行も含まれている。もともと IFRS と類似していた豪州の場合と異なり、我々の場合は現行基準の下での 130 の解釈指針についても今後 5 年間で整備していかなければならず、検討課題は多い。（カナダ）
- ・ 我が国では現在、物価連動国債の会計処理や厚生年金基金にかかる交付金の会計処理など、国内独自の問題を検討している。国内の解釈問題を自分で解決できない IFRS 移行国・地域の苦勞は察する。（日本）
- ・ IFRSs と米国 GAAP のコンバージェンスの結果、我々は米国の EITF も参照しなければならないのか。その場合のヒエラルキーはどうなるのか。（豪州）
- ・ 各国規制当局は、各地域の解釈が正しいのかどうかの判断するつもりはない。その代わり、解釈の開発を助けるため証券監督者国際機構(IOSCO)メンバーのみがアクセスできるグローバルなデータベースを構築する計画がある。ただし、これは IOSCO としてグローバルな解釈としてのお墨付きを与えることを意図したものではない。（オンタリオ州証券委員会）
- ・ 「原則主義の基準のもとでの解釈の首尾一貫性」とは、「企業間で首尾一貫している解釈」ではなく、「各基準と首尾一貫した解釈」だと考える。従って、基準自体に曖昧さがあれば、解釈自体が明解であっても、各企業の財務諸表の間にはばらつきが生じる。（英国 FSA）

IFRIC 側からは、3 月末に評議会において IFRIC のデュープロセスを定めたハンドブックを検討すること、現在は IFRIC のアジェンダとして取り上げない理由の公開にも力を入れていること、アジェンダ委員会が実質的な決定を下しているという誤解を解消したいと考えていることなどが説明された。また、米国 EITF の担当者からは、IFRIC と米国 EITF の間では公式／非公式のルートを使ってコミュニケーションを図っているとの説明があった。

7. 負債と資本（ドイツ）

現行の IAS32 号では、企業持分の所有者が企業の純資産の公正価値に基づいた持分の支払い

報告事項（２）

を要求できる（企業側はその要求を拒否できない）場合には、企業が契約上の債務を負っているという理由から負債として区分することになっている。しかし、この取り扱いでは、企業にとっては持分の額面を超える返還は全て損益となるため、企業価値の高い企業ほど損失が多く発生し、逆に企業価値の低い企業ほど利益が発生するという矛盾を生じる。そのため、上場・非上場を問わず、法律により企業持分の所有者に持分返還請求権を認めているドイツなどが、当該持分を資本として区分するよう求めている。

これに対して、IASB では短期的な解決策として、フレームワーク上の負債の定義との関係には手をつけず、①所有者が企業に対して公正価値でプットできる金融商品、及び②企業の清算時に所有者に純資産の比例持分の支払い求める権利を与える金融商品を資本として区分することを検討している。そして、長期的な問題は FASB 主導による資本と負債プロジェクトで検討するとしている。

しかし、ドイツ及び EFRAG では、残された問題の影響が引き続き大きいことから、FASB が検討しているドラフトの検討を含め、独自に資本や負債の定義の検討を進めている。今回は、その途中経過として、資本の定義について、①継続企業を前提とした場合に、損失配分について債権者より劣後性があること、②企業が流動化された場合の残存価値の配分方法がプロラタであること、③当該金融商品の残存期間が例えば２年以上あることを満足する金融商品を資本とみなす案が紹介された。

８．今後の活動について

今後のこの会議の進め方について参加者の意見が求められ、次回も研究プロジェクトの検討を中心に議論することになった。日程については、９月 27、28 日の２日間で調整することになった。

以 上